

令和8年度独立行政法人日本学術振興会調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和8年度独立行政法人日本学術振興会調達等合理化計画（以下「計画」という。）を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- （1）振興会における令和7年度の調達実施状況は表1の通りであり、調達実施件数は58件、契約金額は23.2億円である。その内、競争性のある契約は47件（81.0%）、21.9億円（94.6%）、競争性のない随意契約は11件（19.0%）、1.3億円（5.4%）となっている。

競争性のある契約は、前年度と比べ件数が2件減で金額は約1.5億円減だが、前年度比は件数が0.96倍で金額は0.94倍のため、令和6年度と比較し大きな差はなく例年どおりと言える。なお、競争性のある契約のうち、「企画競争・公募」は随意契約事前確認公募12件及び企画競争3件の15件であり、2件増であった。

競争性のない随意契約11件の内訳は、参列者に対するセキュリティ等の関係から当該者でしか実施できないもの1件、事業内容等の関係から当該機関でしか実施できないもの3件、製作者からの直接販売のみまたは知的財産権を有する業者にしか提供できない競争の余地のないもの4件、文部科学省から選任された相手方と契約したもの1件、借用建物の躯体に係る業務のため当該者でしか実施できないもの1件、その他科学ニュース配信提供者との直接契約に限定されるため競争の余地のないもの1件であり、いずれも業者が一者に限定されているものである。

政府全体で進められている諸施策の対応として、低入札価格調査制度を整備（規程の整備）し、入札説明書への記載を行った。なお、令和7年度は低入札価格調査対象になった案件はない。また、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇による契約金額変更についての協議依頼が3件あり、協議を行った結果、3件全てについて契約金額の変更を行った。

表1 令和7年度の振興会の調達全体像

		令和6年度		令和7年度		比較増減及び前年度比	
競争入札等(a)	件数	36件	57.1%	32件	55.2%	△4件	0.89倍
	金額	10.9億円	45.6%	6.1億円	26.1%	△4.9億円	0.55倍
企画競争・公募(b)	件数	13件	20.6%	15件	25.9%	2件	1.15倍
	金額	12.5億円	52.1%	15.9億円	68.4%	3.4億円	1.27倍
競争性のある契約 (c) = (a)+(b)	件数	49件	77.8%	47件	81.0%	△2件	0.96倍
	金額	23.4億円	97.7%	21.9億円	94.6%	△1.5億円	0.94倍
競争性のない随 意契約(d)	件数	14件	22.2%	11件	19.0%	△3件	0.79倍
	金額	0.6億円	2.3%	1.3億円	5.4%	0.7億円	2.26倍
合計 (c)+(d)	件数	63件	—	58件	—	△5件	0.92倍
	金額	24.0億円	—	23.2億円	—	△0.8億円	0.97倍

（注1）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計と比較増減及び前年度比において、見た目の計算と

一致しない場合がある。

(注2) 比較増減及び前年度比は、令和7年度の対令和6年度比である。

(2) 振興会における令和7年度の一者応札・応募については、表2の通りである。一者応札の27件には、随意契約事前確認公募を実施した12件（競争性のある契約）を含むため、一般競争入札の結果、最終的に一者応札となった案件数としては、15件となった。当該15件について一者応札・応募となった主な理由は、受注してもリソースを割けない、応札しても受注見込みがないと業者が判断したと考えられるもの（10件、2.64億円）、仕様要件に合わない、受注してもリソースを割けない、応札しても受注見込みがないと業者が判断したと考えられるもの（1件、0.59億円）、仕様要件に合わない、受注してもリソースを割けないと業者が判断したと考えられるもの（2件、0.24億円）、仕様要件（個人情報を取り扱う業務内容等）が厳しいと業者が判断したと考えられるもの（2件、0.41億円）である。

表2 振興会の一者応札・応募状況

		令和6年度		令和7年度		比較増減及び前年度比	
二者以上	件数	26件	53.1%	20件	42.6%	△6件	0.77倍
	金額	5.0億円	21.3%	2.5億円	11.4%	△2.5億円	0.50倍
一 者	件数	23件	46.9%	27件	57.4%	4件	1.17倍
	金額	18.4億円	78.7%	19.4億円	88.6%	1.0億円	1.06倍
合 計	件数	49件	－	47件	－	△2件	0.96倍
	金額	23.4億円	－	21.9億円	－	△1.5億円	0.94倍

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計と比較増減及び前年度比において、見た目の計算と一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増減及び前年度比は、令和7年度の対令和6年度比である。

(注4) 令和6年度の一者応札欄の件数及び金額は、随意契約事前確認公募を実施した12件（12.1億円）を含む。令和7年度の一者応札欄の件数及び金額は、随意契約事前確認公募を実施した12件（15.6億円）を含む。

2. 重点的に取り組む分野

重点的に取り組む分野としては、以下の取組みを行う。

(1) 一者応札・応募改善にかかる取組

一者応札・応募の改善にかかる取組みについては、これまで入札公告期間の20日以上での運用（公告期間の長期化）、他機関の調達ホームページとの相互リンク（公告の手段の多様化）、入札説明書（仕様書）の電子配布（入札手続きの簡素化）や競争を妨げる過度な仕様書としないほか、複数年度契約の拡大や、仕様書の見直し等、担当課や業者へのヒアリングを行うなど様々な取組みを行ってきた。

令和8年度においては、これらの取組みの効果の検証を行いつつ、引き続き積極的かつ柔軟に一者応札・応募改善を行う。また、取引先業者拡大に向けて、本会とこれまで取引のなかった業者を含めた複数の業者への入札情報の提供等についても引き続き行う。

【評価指標：一者応札・応募の改善についての取組状況、入札情報の広範囲化についての取組状況】

(2) 契約方法等の見直しによる経費節減及び業務の効率化の推進

データベース・システムについては、中長期的なシステム最適化を見据えつつ、コンサルタントとともにデータベース・システムの更改に向けた各要件の定義及び調達に向けた準備を進め、適切な調達方法を検討のうえ、調達を実施し、契約業者を実施選定する。

また、契約方法等の見直しにより経費の削減や業務の効率化が見込まれるものについて検討し、可能なものがあれば実施する。

【評価指標：経費節減及び業務の効率化に関する取組状況、効果】

※調達等の合理化は、政府全体で進められている諸施策（官公需法に基づく価格転嫁・取引適正化の取組、公共施設の整備・管理・運営における PFI 事業の活用等）を踏まえ取り組む。

具体的には、低入札価格調査制度の適切な活用や、契約書への明記も含めた労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応（契約金額の変更等）、コンテンツ版パイ・ドール条項を含んだ契約書と、入札公告や契約書等において著作権や中間生成物の無償譲渡を求める記載がないひな形の作成等を行う。なお、PFI 事業については、振興会において取り組むべき施設等が存在しない。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

調達に関するガバナンスの徹底については、以下の取組を行う。

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件及び引き続き随意契約を締結している案件について、調達等合理化検証・検討チーム（総括責任者は総務担当理事）において、独立行政法人日本学術振興会会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性の観点から点検を実施する。実施した内容は、必要に応じて事業を遂行する部署に開示を行い、競争参加者の排除につながる要因の解消を目指す。

履行できる者が一者しかいないとして随意契約するものについては、他に競争参加者がいないことを確認し、随意契約の透明性を高めるための手続きである「随意契約事前確認公募」を引き続き積極的に実施することにより、随意契約の透明性、公正性を高める。

【評価指標：調達等合理化検証・検討チームによる新規・継続随意契約案件の点検実施（実施率 100%）、随意契約事前確認公募の実施状況】

(2) 不祥事の発生の未然防止のための取組

振興会の発注事務は、不正防止と法人の事業の円滑で効率的な遂行を両立させるため、発注する品目、数量、金額、その他必要となる事項を記載した購入依頼書を予め契約担当部署に提出し承認を受けてから発注する体制をとっている。納品検収業務についても、発注者以外の検査職員が書面照合及び現物確認による検収を行った後、当該物品を使用する担当職員が書面照合及び現物確認をする相互牽制体制を原則としている。

令和 8 年度においては、これらの手続きが適切に実施されるよう各部課の会計手続きに携わる職員を対象とした研修（e-ラーニング）を引き続き実施する。実施にあたっては、より理解を深めるための内容の更新を検討していくとともに、複数回の受講案内を引き続き定期的かつ個別に行う等により、各課の職員が早期に漏れなくまた年間を通じて受講できるようにする。

また、不祥事は職員と取引業者間の共謀で起こる事例が多いことに鑑み、日頃、業者と接触する機会が多い会計課契約担当職員に対し、引き続き「物品等調達事務に従事する者の留意事項」を配布し不正経理の防止に努めるとともに、公正取引委員会のホームページに掲載

されている入札談合等関与行為防止法に係る研修用動画を会計課契約担当職員の研修教材として活用する。

【評価指標：e-ラーニングによる振興会職員の研修の実施・受講状況、研修教材の更新状況、会計課契約担当職員の研修用動画活用状況】

（３）適切な予定価格の設定及び情報システム調達の仕様書案の検証について

予定価格については、振興会における過去の同一役務等の調達実績、市場価格や他機関における契約実績、公的機関や市販の公表資料による積算情報など可能な限り幅広く収集し、それらを踏まえ適切に設定する。特に、情報システムの開発、改修、保守・運用等の調達のように、調達実績等により予定価格の積算が困難な場合は、ＣＩＯ（情報化統括責任者）補佐官において、目的・使途と仕様の審査や開発コスト等の妥当性の検証を行い、それらの結果を予定価格に反映させる。

さらに、情報システム開発、改修、保守・運用等の調達に際しては、情報セキュリティ、サプライチェーンリスク、競争性の担保等、様々な留意事項があるため、仕様書記載事項の妥当性についてもＣＩＯ補佐官の検証を仕様書に反映させる。

【評価指標：調達実績、市場価格等の予定価格への反映状況、情報システム調達の予定価格設定や仕様書案作成に際してのＣＩＯ補佐官等専門家の活用状況（予定価格設定へのＣＩＯ補佐官活用率 100%）】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、主務大臣にその結果を報告し、評価を受ける。主務大臣による評価結果をその後の計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 調達等合理化の推進体制

（１）推進体制

計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検証・検討チームにより調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 総務担当理事

副総括責任者 総務部長

メンバー 総務部会計課長、総務部会計課契約・経理室長、総務部総務課長、その他
総括責任者が指名する職員

（２）監査・研究公正室の機能

監査・研究公正室は調達等合理化検証・検討チームに意見を述べることができる。

（３）契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、独立行政法人日本学術振興会契約監視委員会規程第2条の規定に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

計画及び自己評価結果等については、振興会のホームページにて公表する。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、計画の改定を行う。

以上